

手数料（川西市手数料条例より）

広告物の区分		単位	手数料の額	備考
貼り紙・貼り札		100枚	300円	100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
看板並びに広告板及び広告塔によるもの	5㎡未満のもの	1枚又は1基	1,000円	ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。
	5㎡以上10㎡未満のもの		2,000円	
	10㎡以上15㎡未満のもの		3,000円	
	15㎡を超えるもの		3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに1,000円を加算	
アーチによるもの		1基	4,000円	
宣伝車		1台	2,000円	
アドバルーン		1個	800円	
電柱・街灯利用広告物		1個	300円	
標識利用広告物		1個	300円	
車体利用広告物	表示面積が3㎡以下のもの	1個	300円	車体1台の広告物に係る手数料の合計額が2,000円を超える場合は2,000円とする。
	表示面積が3㎡を超えるもの		車体1台につき2,000円	
広告幕		1枚	300円	
立看板		1個	300円	
のぼり・旗		1個	300円	
その他の広告物		1枚、1基又は1個	300円	